



千葉労働基準監督署発表
平成 27 年 1 月 13 日

担 当	千 葉 労 働 基 準 監 督 署		
	署 長	泉 豊 彦	
	次 長	高 安 俊 行	
	電話番号 (17時15分以降)	043-308-0671	043-221-4320

労働安全衛生法違反被疑事件の送検について

千葉労働基準監督署（署長 泉 豊彦）は、本日（1 月 13 日）、株式会社本間工務店ほか 1 名を労働安全衛生法違反の疑いで、千葉地方検察庁に書類送検した。

事件の概要等は下記のとおりである。

記

1. 被疑者

（1）株式会社本間工務店

本社所在地：千葉縣市原市島野 1521 番地 1

（2）同社職長 A（67 歳）

2. 違反法条項

労働安全衛生法第 20 条第 1 号

労働安全衛生規則第 164 条第 1 項

3. 事件の概要

被疑者株式会社本間工務店は、土木工事業を営む事業者、被疑者Aは、同社の職長として千葉縣市原市において同社が施工する配管敷設工事現場における同社の労働者の安全に責任を有する者であるが、被疑者Aは、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成 26 年 7 月 10 日、同工事現場において、ボーリングマシン設置用架台を組み立てるため、労働者Bにクレーン機能付きドラグ・ショベル※を運転させてH形鋼のつり上げ作業を行うに当たり、同ドラグ・ショベルのクレーン機能を使用させることなく当該作業を行わせ、車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用し、もって機械による危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

この結果、つり上げていた荷が玉掛用具から外れて落下し、被疑者Aに直撃した。被疑者Aは、同日死亡した。

※ドラグ・ショベル

本体に掘削用のバケットを下向きに取り付け、主として地表面下の掘削に用いられる。作業装置部分が走行装置部分に対し回転できる構造となっている。労働安全衛生法上、車両系建設機械（掘削用機械）に該当する。

4. その他

- (1) 車両系建設機械は、ある特定の使用目的に適合した構造として造られているため、主たる用途において使用する場合はそれに見合う安全性が確保されているが、主たる用途以外で使用する場合は安全性が十分見込まれたものとはなっていない。このようなことから、労働安全衛生規則では、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途への使用について制限することにより、機械による労働者の危険を防止するよう、事業者に義務付けている。
- (2) 千葉県内の平成 26 年（12 月末現在）の建設業における労働災害による死亡者は 25 人と、前年同期（17 人）に比較して 47% と大幅に増加しており、労働災害による死亡者（53 人）の約半数を建設業が占める状況となっている。
- (3) 千葉労働基準監督署においては、今後も建設業における墜落・転落による死亡災害等重篤な労働災害防止のため、監督指導を実施するとともに、重大悪質な事案に対しては厳正に対処していく方針である。

関 係 条 文

労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 （略）
- 三 （略）

労働安全衛生規則

（主たる用途以外の使用の制限）

第 164 条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- 一 荷のつり上げの作業を行う場合であって、次のいずれにも該当するとき。
 - イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。
 - ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。
 - (1) 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。
 - (2) 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。
 - (3) 作業装置から外れるおそれのないものであること。

二 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であって、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

3 （略）